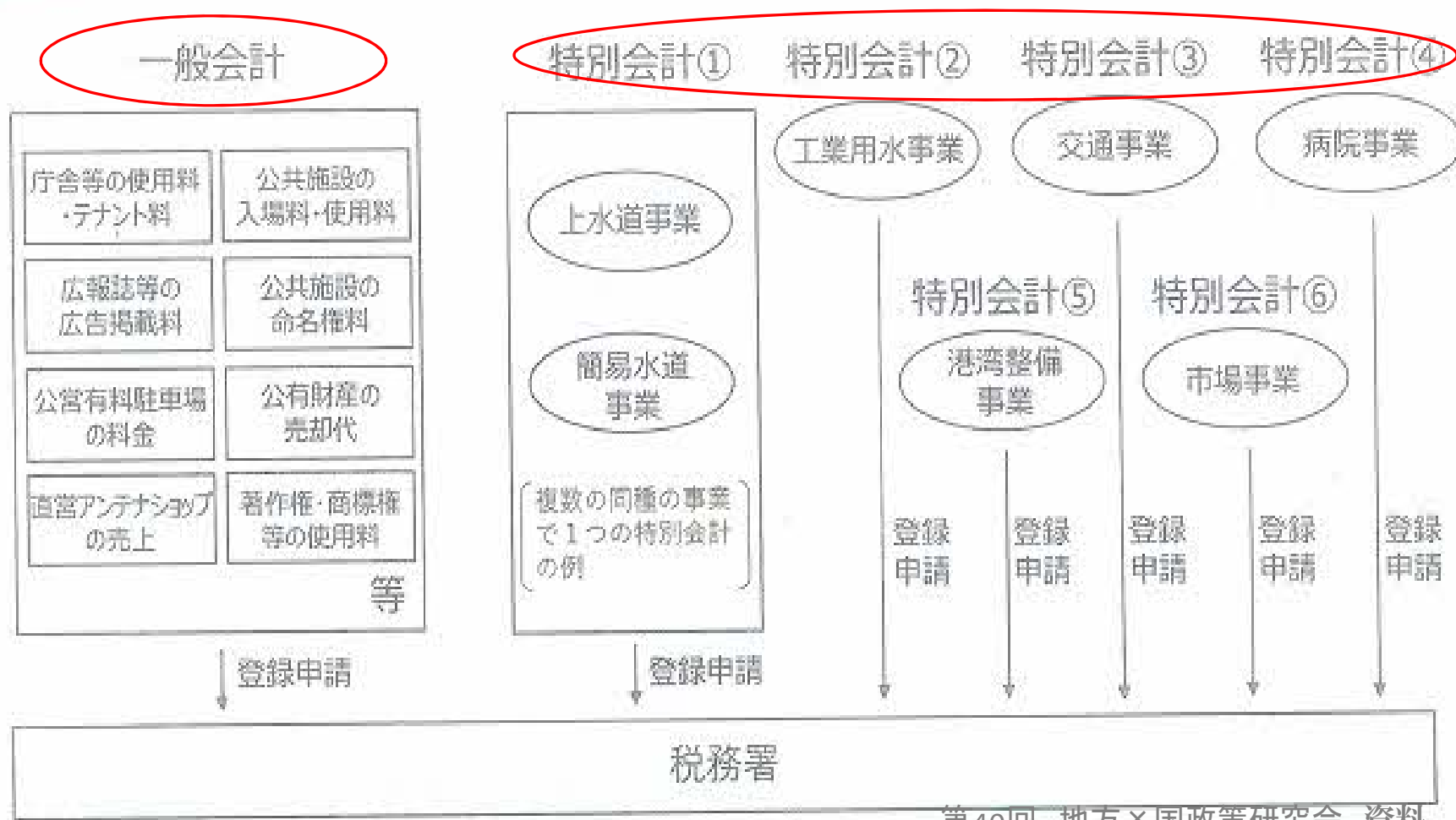


令和4年12月1日  
一般質問資料

会派 市民の声  
柴田 圭子

# インボイス発行事業者の登録申請

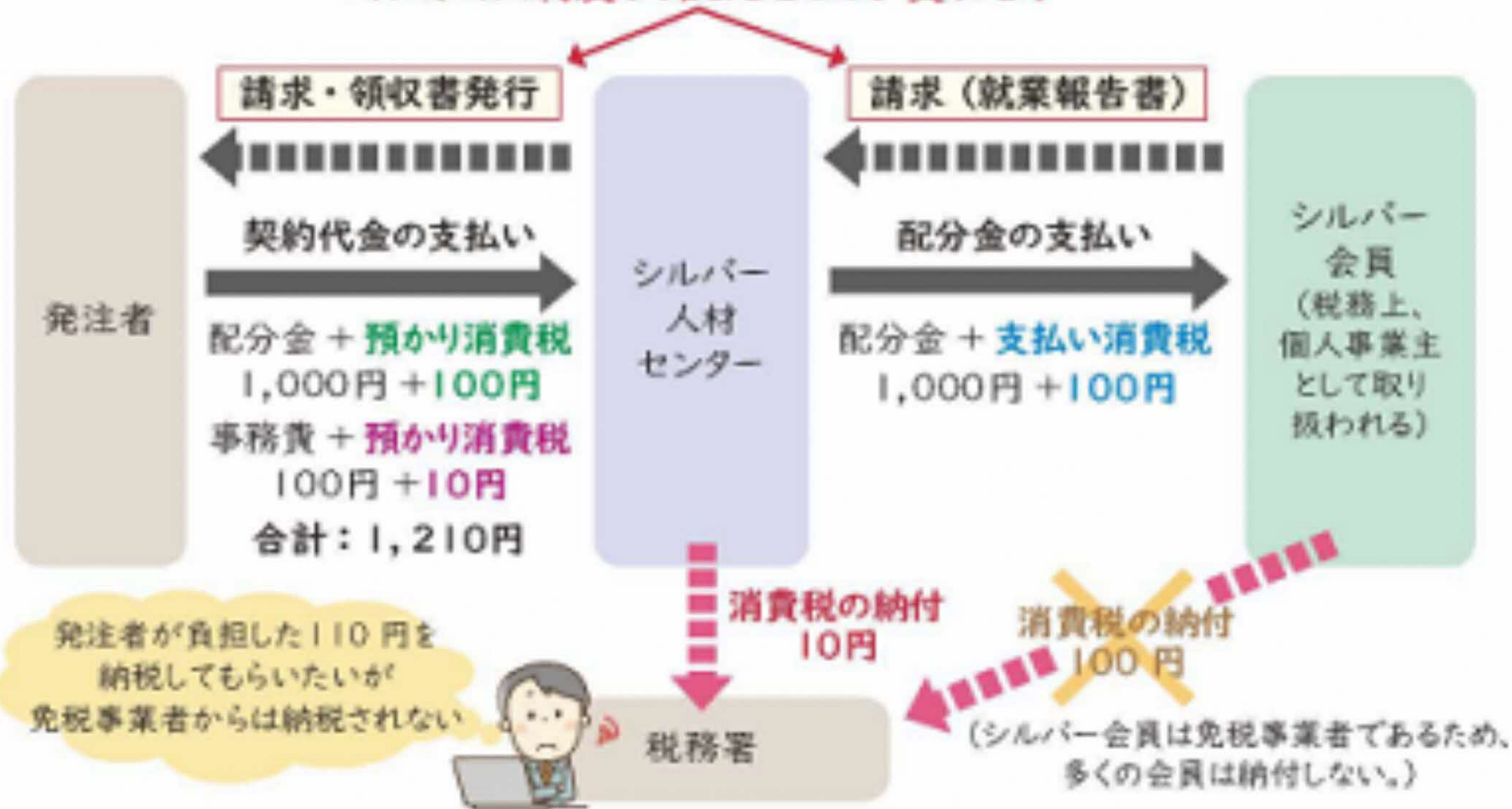
- インボイスを発行するには、本年10月1日から始まる、**税務署へのインボイス発行事業者の登録申請が必要**
- 令和5年3月31日までに登録申請を行えば、インボイス制度開始時から登録事業者となることができる。
- 地方公共団体では、**一般会計・特別会計の会計ごとに登録が必要。**  
(特別会計が複数ある場合は、個々の特別会計ごとに登録が必要。)



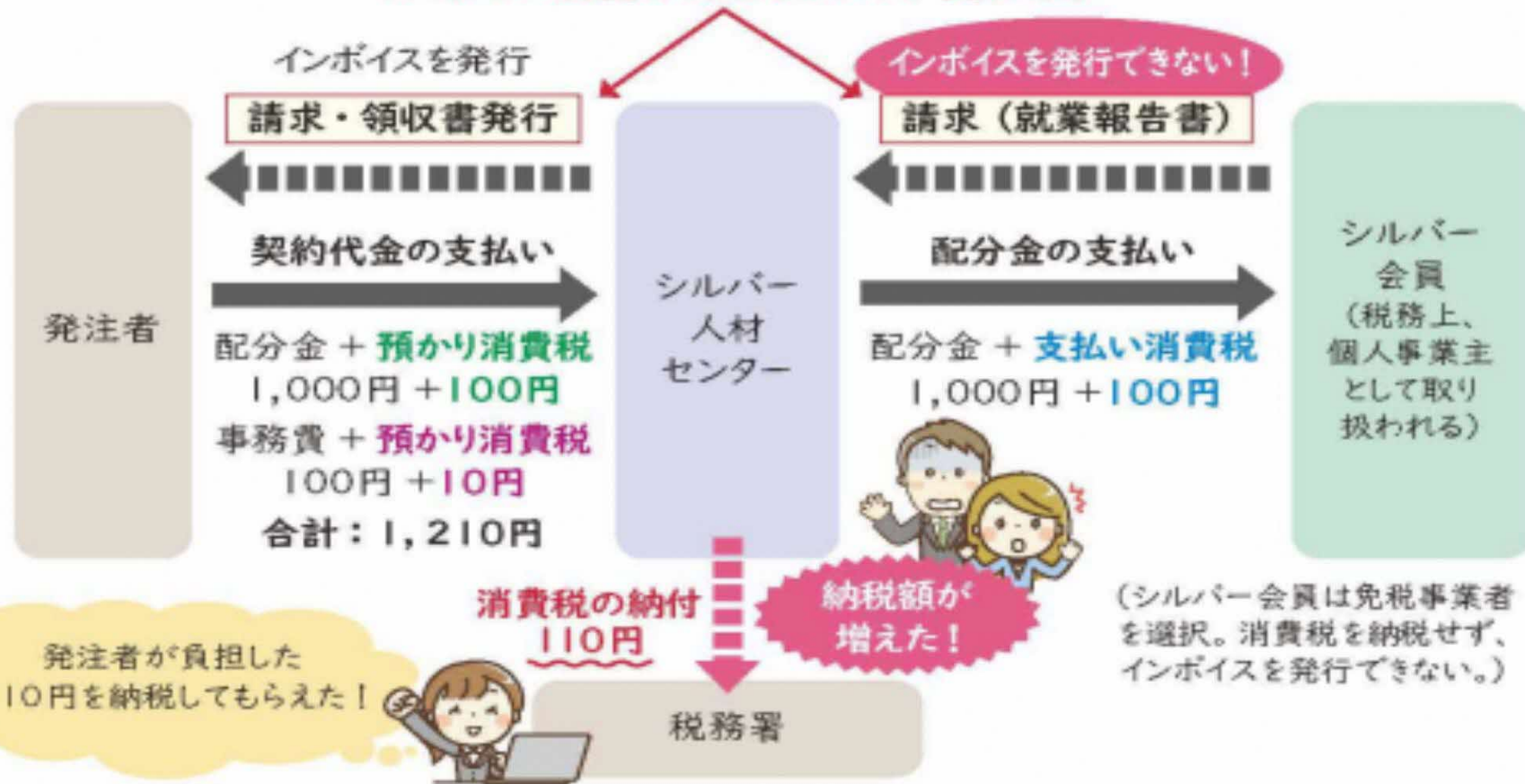
「預かり消費税」 — 「支払い消費税」 = 税務署に納める納税額  
(消費税)

## 2. 現在の消費税の流れ

インボイス制度が始まるとここが変わる！



## インボイス制度が始まるとここが変わる!



シルバー人材センターが  
納税するときの計算

配分金の 預かり消費税	100円
事務費の 預かり消費税	10円
会員への 支払 <del>い</del> 消費税	-100円
<b>税務署への納税額</b>	<b>110円</b>



今までは引き算できたのに  
できなくなった!

会員=免税事業者はインボイス  
を発行できず引き算することが  
できない